

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 7 年 5 月 1 9 日

奄美市農業委員会

第 5 回定例総会議事録

署名委員 野崎清志

署名委員 福原秀和

## 奄美市農業委員会第5回定例総会議事録

1. 招集日時 平成26年5月19日(火) 午前9時30分～
2. 招集場所 農業環境改善センター会議室
3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	與島 文雄	12	屋島 良幸
2	山下 典仁	13	喜野 和也
3	吉 卓男	14	中村 秀明
4	昇 睦朗	15	松元 修一
5	山田 良光	16	肥後 安美
6	榮 清志	17	泉 智宜
7	前田 孝徳	18	志岐 清夫
8	行 辰朗	19	赤崎 重雄
9	前山重一郎	20	榮 清安
10	南 利郎	21	野崎 清志
11	松崎 文好	22	福原 秀和

4. 欠席委員 なし
5. 議事に参与した者  
事務局長 川内 進 事務局次長 用稲 工巳  
笠利分室長 有川 衛  
住用分室長 福長 敏文 住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項
  - ・出張報告
  - ・6月定例総会日程について

### 7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第31号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について  
議案第32号 住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について  
議案第33号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について  
議案第34号 平成26年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び  
平成27年度目標及びその達成に向けた活動計画の承認について

#### 協議事項

- ・ 委員研修について
- ・ 笠利地区農地パトロールについて

#### (4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は22人であります。総会は成立いたしました。  
これから、平成27年第5回定例総会を開会いたします。

(欠席委員はなし)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員に21番野崎清志委員と22番福原秀和委員の2名を指名  
いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第29号から議案第34号までの6  
件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって

本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお  
ります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた  
します。

事務局	<p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.1 1 につきましては、保留ということで説明をお願いいたします。</p>
1 1 番	<p>(松崎委員)</p> <p>No.1 1 について説明いたします。</p> <p>昨日受人と有川笠利分室長、私、吉委員、赤崎委員を交えて現場で確認をしました。その中で渡人が今大阪の方で脳梗塞で倒れられて施設で療養中であり、携帯電話の番号も入っているのですが、昨日も含めて3回も電話をしたのですが電話が通じずにその旨を受人にお尋ねしたところ、今月24日にお見舞いで大阪に上って本人を交えて次長か有川笠利分室長の方に電話をするということでありましたので、では今月は保留にしましょうかと皆さんに確認したところ、その様にした方が良さだろうということで保留にしたところであり、また来月改めて議案として出てくると思いますので委員の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>No.1 2 につきましては、贈与による所有権移転でございます。13ページにありますように受人はサトウキビ21.4アール栽培しており、取得地にはサトウキビを植える予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上1件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
2 1 番	<p>(野崎委員)</p> <p>農地法第3条許可申請の議案第29号No.1 2 について報告いたします。</p> <p>受人宅へ5月16日(土)訪問し調査しました。渡人と受人は姉弟です。男の兄弟が3名おりますが全部都会に出ておりましたので農地の登記を一番</p>

上の姉に登記してあったということでした。渡人は結婚して名字が代わっており、兄弟で農業をしているのは現在受人だけですので贈与で登記移転をしたいということでした。ご審議の程よろしく願いいたします。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりですのでご報告いたします。以上です。

22番

(福原委員)

議案第29号農地法第3条の規定による許可申請No.12所有権移転(贈与)について報告いたします。

ただいま野崎委員の方から詳しく説明がありましたが、渡人宅へ5月15日(金)午前9時5分頃訪問し、3条申請書が提出されていますが間違いありませんかと書類も見せて確認しましたところ、間違いありませんのでよろしく願いしますとのことでした。

また受人について5月17日(日)午後7時40分頃電話確認いたしましたところ間違いないのでよろしく願いしますとのことでした。

現地については5月18日(月)午後2時15分に野崎委員と確認しまして、現在サトウキビが植えられておりましたので、委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

議長

(前山会長)

それではこれから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

姉弟による贈与ということがございます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、は担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、は審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第30号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.10につきましては、売買による所有権移転で伝統染色工場外を建設するための申請であります。申請地は案内図にもありますように土地改良事業が実施された区域内であるため、農地区分は第1種農地と判断されます。

以上1件でございます。

議長

(前山会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。

事務局

(有川笠利分室長)

議案第30号No.10の農地法第5条の申請について報告をいたします。

譲受人の住所が東京都にあったために事務局から申請事項について5月11日(月)午後2時に電話で確認を行いました。確認事項につきましては申請書にありますように農地転用申請に伴う売買、地番、面積、譲渡人の確認、土地利用計画、工場建物、駐車場、資材置場、染料植物園の計画及び工事計画期間、資金計画等について確認し全て申請書のとおりということでした。また、今後の調査等については代理人をされている笠利町笠利の植田さんに一切の権限を委任しているので植田さんとの連絡調整をお願いしますとのことでした。それから(株)檸檬草奄美工房施設設置に伴う雇用協定書につきましては奄美市と檸檬草との協定書でございます。この中に雇用計画の報告という形で第3条乙は作成した実施計画を農地転用申請書の提出前に甲に報告し承認を得るものとするということが謳っておりますので、これに

つきまして5月14日(木)商工情報課課長補佐兼係長へ電話で承認を得ていることを確認しました。以上です。

13番

(喜野委員)

議案第30号農地法第5条の規定による許可申請のNo.10について報告いたします。

5月18日午後2時に渡人の自宅において面談いたしました。本案件は本年3月20日の定例総会で報告委を行いました奄美農業振興整備計画変更申請(重要な変更)いわゆる農振除外の関連案件です。3月20日の報告と内容が一部ダブリますが報告をいたします。渡人は奄美市名瀬在住で笠利町での耕作は出来ないとのことで今回売却を予定しているとのことです。申請書記載内容に相違のないことを確認いたしました。以上です。

4番

(昇委員)

議案第30号農地法第5条の規定による許可申請No.10の土地について調査報告いたします。

この申請地は3筆からなり計8,305平方メートルで農地としては極めて大きな土地であり渡人の同意も得ています。昭和40年代に農地基盤整備が施された第1種農地です。平成23年に町内の親戚の方に利用権設定がなされましたが譲受人が希望したため平成27年1月に合意解約がなされております。サトウキビ受託組合が借受の準備を進めキビ植え付けの段取りを進めていましたが、今回の転用の話しが持ち上がったために更地のままの状態となっています。第5条許可後に買収費用の話しも進められることになっているように伺っています。土地の現状は更地の状態です。8,000平方メートルという比較的大きな土地が転用されるとしかも基盤整備地区内の第1種農地が転用されるということについて、この地域においては初めての事例ですが皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。3月の総会において除外申請書が上がってきたために笠利の農業委員全員が現地をご覧になっておられます。それらの感想も述べていただければ有り難いという思いです。それから除外申請の時の申請の内容と今回の転用の申請書の内容はダブっているのが殆どですが、一部資金面のところに3月の除外申請の時には自己資金が全額であり融資はゼロとなっていました。今回自己資金がゼロになって融資が4億5千万円となっています。これは今朝電話で地元代理人に問い合わせたところ会長の自己資金ではありますが自己資金で事業を進めるということ自体株式会社という手続きがなされている会社なので金融機関から融資

を受ける形で申請をしたというようなことです。考え方が変わったようです。それから22ページは代書人に依頼して文書を作成したのではなくて地元の雇われた職員の皆さん方が不慣れな中で書類を作成していますので書類上の不備な点も幾つか見かけましたので昨夜地元代理人に申し添えたところです。代替地の検討結果において1・2は話が出た程度で詳しい事情を聞いたり現地を見たりの経緯はないということです。4・5も地番の取り違いがあるように思われます。以上です。

事務局

(用稲次長)

農振除外につきましては、平成27年4月2日から5月1日まで公告異議申出期間を設けております。その後5月14日に県の方に協議書を提出しております。県の方から回答があり次第決定という運びになります。

先程昇委員から報告のありました融資の件ですが、代表取締役会長より(株)檸檬草の方への融資証明書も添付されております。以上です。

議長

(前山会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

16番

(肥後委員)

今回この5条申請はこの前と大分違ってスピードが速いし一寸理解できないところがあるのですが、賛成反対は前回の審議で皆さんそれぞれ出たと思うのですが、普通は今まで除外まで1年程かかっていたよね。それから5条申請が上がってくると思っていたのですが、どういったことでこのようなスピードの申請になったのか。今までのプロセスがどうであったのか説明して欲しいと思います。

議長

(前山会長)

協議会に移します。

正会に返します。

外にご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第30号農地法第5条による許可申請については担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて県農業会議へ諮問することに決定いたしました。

日程第5

議案第31号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第31号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第6

議案第32号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(原住用分室主幹)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第32号住用地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号住用地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第7

議案第33号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(有川笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第33号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第33号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第8</p> <p>議案第34号平成26年度目標及び達成に向けた活動の点検・評価及び平成27年度目標及びその達成に向けた活動計画の承認について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>これは平成26年度の委員会活動の点検・評価が46ページから53ページまで、27年度の目標及び活動計画が57ページまでとなっておりますので、それぞれ委員の皆様これで評価が間違いはないか、27年度の目標がこれで良いか確認をお願いします。承認されますとこれを県の方に送付したいと思っております。一応ホームページで閲覧をして質疑を受け付けていましたが、質疑等はありませんでした。以上です。</p>

議 長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第34号平成26年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成27年度目標及びその達成に向けた活動計画の承認については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」のこえあり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号平成26年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成27年度目標及びその達成に向けた活動計画の承認については、審議の結果これを承認することに決しました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

(前山会長)

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成26年 5月20日

奄美市農業委員会  
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進